

ジャパン メディカル・トレーナー協会 会則

(名称)

第1条 この会は、ジャパン メディカル・トレーナー協会（以下「本会」という）と称する。

(所在地・事務所)

第2条 本会の所在地は、東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目四番八号に置く。

(目的)

第3条 本会は、運動系医療および体育医療の研究開発を行い、その技術を普及・発展させ、人類の健康の維持・増進に寄与することを目的とする。さらに、医療、福祉、美容、スポーツなど幅広い分野で活躍できる優れた医療技術者を養成し、業界全体の技術水準を向上させ、社会的地位の確保に向けた活動を推進していくものとする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- ① 技術講習会の開催
- ② 資格認定業務（称号認定）
- ③ 運動系医療の商標使用による認定店制度
- ④ 技術資料の作成及び販売
- ⑤ その他の必要な事項

(会員資格)

第5条 本会の入会資格は、医療系学校卒業生ならびに同等の知識と技術を有する者であり、運動系医療の修得ならびに研究開発に強い意欲を持つ者とする。

第6条 本会の会員は、次の二種類とする。

- ① 正会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。
- ② 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会の定める入会手続を行い、入会金を納めものとする。

2 入会金は、20,000円（税込）とする。

(年会費)

第8条 会員は、本会の定める方法により年会費を納めるものとする。

2 年会費は次のとおりとする。

- ① 正会員 10,000円（税込）
- ② 賛助会員 一口 30,000円（税込）

(退会)

第9条 会員は、退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失する。

- ① 本人が死亡した場合
- ② 特別な理由がなく、年会費を二年以上納入しない場合
- ③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合

(役員)

第10条 本会に次の各号に定める役員を置く。

- ① 会長（理事長） 1名
- ② 理事 会長を含む3名以上
- ③ 顧問 若干名

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 理事は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。

(役員選任)

第12条 会長の選任は、理事会に於いて選出する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の障害により、職務の執行に耐えられないと認められる場合。
- ② その他、解任に相当する事項が認められる場合。

(理事会)

第15条 本会の理事会は、会長、理事をもって構成し、毎年一回開催するものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- ① 会則、事業などの改廃
- ② 事業計画ならびに収支予算及び決算
- ③ 本会の解散
- ④ 役員を選任及び解任
- ⑤ その他、本会の運営に関し重要な事項

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

5 理事会は、理事の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目四番八号に置く。

(規則の改定)

第18条 本会則、その他の諸規則は、必要に応じてその都度改定し、その効力

は全ての会員に及ぶものとする。

2 本会則、その他の諸規則の改定にあたっては、会報などを通じて通知する。

(規則に定めない事項)

第19条 本会則に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

(附則)

1 本会則は、2018年3月30日より施行する。